

令和4年 第5回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年5月6日(金) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	欠 席				

○出席職員

事務局長 宇都宮 久昭
 事務局次長 久保田 豊人
 事務局 菊池 誠晃、山口 沙織

○欠席委員

19番 柴田 紳一郎委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

4件

議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

2件

議案第 26 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	7 件
議案第 27 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	24 件
議案第 28 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (一括方式)	3 件
議案第 29 号	空き家に付属した農地の指定について	1 件
報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	2 件

第 4 協議・連絡事項

- ・令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について
- ・令和 3 年度農業者年金加入実績について
- ・第 6 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 4 年第 5 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

 本日の出席委員は 19 名中、18 名で総会成立の定足数に達しております。

 欠席委員は 19 番「柴田 紳一郎委員」の 1 名です。

 それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(大本会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「10 番、松良 公人委員」、「11 番、長岡由則委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。

 番号 9、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第24号、番号9について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「648㎡」、3条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「相続により取得したが、県外に居住し耕作ができないので譲り渡したい」。譲受人は「居住地に近く、耕作に便利のため譲り受け、農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積は69.5aです。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

3番

番号9について説明します。

対象地は〇〇〇〇の農地でありまして、「〇〇〇〇」さんはご主人が亡くなられて、相続をしていらっしゃる。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇在住でありまして、ご主人がご存命のうちから「〇〇〇〇」さんに耕作をしてもらっていたということで、ご主人が〇〇〇〇出身で、〇〇〇〇にお住まいだったので、ご主人が亡くなって、こちらに帰ることもないということで、以前から耕作していた「〇〇〇〇」さんに畑をお譲りするということでもあります。

ご審議をお願いします。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号 10、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、番号 10 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「252 m²」、3 条有償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は「県外に居住し耕作ができないので譲り渡したい」。譲受人は「居住地の近隣であり、譲り受けて営農規模を拡大したい」であります。
譲受人の経営面積は 117.4a です。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
説明は以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 6 番 「〇〇〇〇」さんは県外在住で、なかなかこちらに帰ってこれないため、〇〇〇〇にお住いの妹さんが昨年までみかんを作りながら園地の管理をしていましたけれども、年齢のために管理が厳しくなったということで、近隣の「〇〇〇〇」さんに譲りたいということです。
よろしくをお願いします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 11、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 11 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,202 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「管理が困難であるので譲り渡したい」。譲受人は「現在耕作している農地の隣接地なので、取得して経営規模拡大と効率化を図りたい」であります。

「〇〇〇〇」の経営面積は「41.1a」となっていますが、今回贈与を受ける農地が約「12a」あることから、下限面積に問題はありません。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 この園地ですけど「〇〇〇〇」さん、元々他の方に農地を貸して作ってもらっていたのですが、それを「〇〇〇〇」さんが相続いたしまして、その園地、〇〇〇〇にあるのですが、元々耕作していた方が「〇〇〇〇」君のお父さんに作ってもらっていた園地なんです。それで「〇〇〇〇」さんが園地を相続しても、作るのも困難だし、今まで通り「〇〇〇〇」君のお父さんに作ってもらいたいということで、「〇〇〇〇」君に無償で譲渡するという話になりました。
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 12、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 12 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,265 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「農業後継者がいないので、経営規模を縮小したい」。譲受人は「農地を譲り受け、農業規模を拡大したい」であります。

譲受人の経営面積は 489.4a です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

18 番 この土地は今、デコポンの土地でありまして、今年の 3 月まで譲渡人の「〇〇〇〇」さんが耕作しておりました。譲受人の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、面積も広いのですけど、〇〇〇〇の息子さんがおられまして、地元の〇〇〇〇もされておられまして、非常に有望な後継者であります。

よろしくお願ひ致します。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程致します。
番号 3、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 25 号、番号 3 を説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「311 m²」、外 2 筆、計「1,365 m²」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「宅地分譲用地」、転用理由「新たに分譲地の造成を行うことを計画し、この先多少の需要は見込めるので小規模の宅地造成を行うため転用許可を申請する」とのことです。

参考資料の 1 ページと 2 ページ、位置図、附近見取図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇南側に位置しており、都市計画用途地域の「第一種中高層住居地域」にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「都市計画法に規定する用途地域内農地」に該当するため、「第 3 種農地」となります。

この第 3 種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

また、本案件は、宅地造成のみの転用ですが、「農地法施行規則第 57 条第 5 項へ」に基づき、許可相当となります。

参考資料の 3 ページと 4 ページに、地番地目図、計画平面図を掲載していますのでご確認ください。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 図面の3で説明致します。「〇〇〇〇」さんの畑が1番南にある〇〇〇〇です。それで、実質「〇〇〇〇」さんが〇〇〇〇と〇〇〇〇を作っておられました。〇〇〇〇が伊予柑でしたが、〇〇〇〇は荒れたさくらんぼをちょっと植えている状態でした。「〇〇〇〇」さんのところは花枝みたいなものを植えており、実質「〇〇〇〇」さんのところの伊予柑だけがなんか消費作物と言ったら悪いのですが、そのような感じでした。

この土地は昔、このような話が別の会社からあったらしいのですが、その時は「〇〇〇〇」さんは売りたいかみたいな話でしたが、「〇〇〇〇」さんが「売らない」ということで、まとまってなくて、今回「〇〇〇〇」さんから話があって、「〇〇〇〇」さんが安くても売りますということで、決まったそうです。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号4、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号4を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「312 m²」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「一般個人住宅」、転用理由「現在の住宅は狭いので新たに住宅を建築することを計画し、現在の住宅は普通自動車の出入りは容易でないので道路事情の良い申請地に建築したい」とのことであり

ます。

参考資料の 5 ページと 6 ページ、位置図、附近見取図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇から概ね 500 メートル以内に位置していることから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、「市街地化が見込まれる区域内にある農地」に該当するため、「第 2 種農地」となります。

この第 2 種農地の転用は、同通知により、申請地周辺に、他に適地がないと認められる場合、許可をすることができることから、本案件は、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

また、参考資料 7 ページから 9 ページまでに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載していますのでご確認ください。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。現在子供が〇〇〇〇おりまして、現在の住宅は〇〇〇〇の集落のど真ん中にあたる密集地ということで、先ほど説明があったように、車の出入りが難しいと。家も手狭ということで、今度の家は〇〇〇〇のちょうど上にあたる所です。ここは前の住宅よりかは道も広くて、出入りがしやすいということで、今回ここに建てたいということで、「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」君のお母さんから「〇〇〇〇」君に所有権を移転したいということです。よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 26 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地

利用集積計画の承認について、「所有権移転」を上程致します。
番号 44 から 46 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 26 号について説明します。
番号 44 から 46 まで一括して説明します。
番号 44、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,233 m²」外 9 筆、計「6,236 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、価格「〇〇〇〇」。
「〇〇〇〇」の経営面積は「0a」となっていますが、〇〇〇〇の方で約「12 a」の農地を耕作しており、今回譲り受ける農地と合わせると約「74 a」となるため、下限面積に問題はありません。
番号 45、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「308 m²」外 1 筆、計「332 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「242 a」、価格「〇〇〇〇」。
番号 46、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「3,076 m²」外 2 筆、計「3,237 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「242 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

1 番

まず、譲渡人の「〇〇〇〇」さんですが、「〇〇〇〇」さんがみかん作りをされていたのですが、昨年亡くなられて相続しました。最後 99 パーセント〇〇〇〇には売買がこれで完了する形になります。
「〇〇〇〇」さんは先ほど説明したように、実際は山が無いのですが、耕作をしたい。実際、夫婦で熱心に毎日来られて、元々、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の工事とかそういうのでけっこう従業員を雇われているので、1人専属で管理を付けるそうなので買っていただきました。
続きまして、「〇〇〇〇」さん、この方は〇〇〇〇とかそういういろいろな〇〇〇〇などをしている人ですけど、農地をもう譲るということで、「〇〇〇〇」さんはお父さんと 2人でかなり面積は増えるのですが、まじめにやるということです。
「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇の元々〇〇〇〇さんの息子さんになるんですかね、それで今〇〇〇〇の方に在籍されていて、山を作らないということで「〇〇〇〇」さんに譲るということです。
以上です。

- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号47、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号47、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,827 m²」外1筆、計「2,870 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「426.8 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 2 番 今ほど説明がありましたように、譲渡人の「〇〇〇〇」さん、ご主人が〇〇〇〇という年齢で、少し規模を縮小していい物を作りたいということで、今回隣接する「〇〇〇〇」さんの方に譲渡するということでございます。
よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。

- 議 長 続きまして、番号 48、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 48、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「830 m²」外 1 筆、計「973 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「131.2 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 7 番 「〇〇〇〇」さんですが、〇〇〇〇にお勤めで異動などがあり、ほとんど母親の娘さんが耕作をしています。ちょっとしんどいので減らしたいということで、園地の近い「〇〇〇〇」さんを買ってもらおうになりました。
よろしくお願いします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号 49、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 49、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「78 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「424.9 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。

8番 「〇〇〇〇」さん、この方はご高齢で現在入院中、ずっと家には帰られない状態で入院されております。娘さんが近くに住んでおられて、介護して世話などを行っている状態で、この園地に関しては近所で耕作されている「〇〇〇〇」さん、この方〇〇〇〇ですが、この春から〇〇〇〇から〇〇〇〇、大変熱心で、家族も来られて、お子さんが〇〇〇〇、〇〇〇〇がおられます。〇〇〇〇に来て研修をされています。その方と一緒に一生懸命みかん作りをされております。その方は今回農地を買うという話でまとまりました。

以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 50、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 50、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,210 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「242.9 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

10番 「〇〇〇〇」さんは高齢で、〇〇〇〇在住です。「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇、ばりばりの若手の農家さんです。以前からこの畑を耕作されておまして、今回高齢ということで処分したいということで、以前から耕作されていた「〇〇〇〇」君に話が行き、まとまっております。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございましたら。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程致します。
番号 138 から 140 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 27 号について説明します。
番号 138 から 140 まで一括して説明します。
番号 138、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,831 m²」外 2 筆、計「1,891.95 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「91.5 a」、期間「1 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 139、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,026 m²」外 5 筆、計「3,602 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「242 a」、期間「令和 5 年 3 月 31 まで」。
番号 140、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,807 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「49.8 a」、期間「令和 5 年 3 月 31 まで」。
「〇〇〇〇」の経営面積は「49.8 a」となっておりますが、今回借り受ける園地を合わせると約「67 a」となるため、下限面積に問題はありません。
以上です。

- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 番 「〇〇〇〇」さんの小作を「〇〇〇〇」が〇〇〇〇としてお借りをする。そして、2年後くらいにはそれを売買にという計画を立てていて、そういう山になります。
- そして、番号 139 の「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さん、この 2 人の関係は「〇〇〇〇」さんのお父さんに話が最初舞い込んだのですが、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇にいたので、農業をしないということで、これも将来は売買をして手放すということで話が来ています。
- そして、番号 140 番の「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さんの 2 人の関係はこれは当面小作という形で話が来ていますので、何ら問題は無いと思いますので、よろしくをお願いします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号 141、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 141、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,233 m²」外 1 筆、計「1,623 m²」、新規の賃貸借です。
- 設定する者「〇〇〇〇」。
- 設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「295.9 a」、期間「1 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
- 以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 5 番 借り手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。まだ若くてこれからの

方です。貸借期間が「1年11ヶ月」と短いのですが、これは別にまだ賃貸借の案件があり、それが「1年11ヶ月」後に切れるということです。それで、今回の案件も今度「1年11ヶ月」後にもう一度再契約したいということで、この短い期間となっております。「ずっと作って貰えますか」と質問したら、「作るつもりです」というちゃんとしたお答えが帰ってきました。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号142、事務局の説明を求めます。

事務局 番号142、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「807 m²」外4筆、計「8,156 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「49.8 a」、期間「4年11ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「49.8 a」となっておりますが、番号140番と同一になり下限面積に問題はありません。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

6番 「〇〇〇〇」さんは県外で管理が出来ないため、「誰か作ってくれないかな」という事で、家族で農業を営んでいた「〇〇〇〇」さんなのですが、この度、独立して農業をするため、園地を増やしたいということでした。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 143、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 143、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,540 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「170.1a」、期間「14年9ヵ月」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

8番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。この方1人で農業されているのですが、とにかく手が回らないので減らしたいと。この園地も何年も前から大変荒れておりまして、「誰か作ってくれる人いないか」という事で探していたところ、「〇〇〇〇」さん、この方ご主人が「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇から来られたIターンでご夫婦で〇〇〇〇で農業をされておられます。旦那さん、〇〇〇〇、奥さん「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。大変熱心でどんどんいい園地があれば増やしたいという事でまじめに取り組んでおられます。「〇〇〇〇」さんの方も「是非作ってほしい、何年でもかまわない」という事で15年とこのような使用貸借になりました。

以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、番号 144、事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 144、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「645 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「732.7 a」、期間「9 年 11 ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 9 番 貸し手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇であります。そして借り手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇の取締役となっておりますが、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で 1 人で農業をがんばっておられたのですが、もう限界だという事で、「〇〇〇〇」さんのお父さんと同級生という事で、「〇〇〇〇」さんが他の園地も耕作されております。その関係で「ここもやってもらえないか」という事で、「〇〇〇〇」さんが「やりましょう」という事で、こういう形となっております。
よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。

議 長 続きますして、番号 145、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 145、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「157 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「28.9 a」、期間「4 年 9 カ月」。
「〇〇〇〇」の経営面積は「28.9 a」となっておりますが、父「〇〇〇〇」の所有地約「131 a」を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 「〇〇〇〇」さんは高齢で、以前はこの畑で野菜などを作っていたらしいのですが、高齢でちょっと荒れてきたという事で、隣に作っておられる「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、元〇〇〇〇でもあり、今は〇〇〇〇も務められているまじめな方です。その方がちょっと隣の廃園になりかけた「〇〇〇〇」さんに声をかけて「作ってあげましょうか」という事で話がまとまっております。
以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きますして、番号 146、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 146、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「558 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「2.5 a」、期間「4 年 11 カ

月」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「2.5 a」となっておりますが、相続により「〇〇〇〇」の所有地約「128 a」を相続し、耕作しているため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、退職して農業をされていたのですが、奥さんがほとんどやっていて、その奥さんがちょっとケガをして農業が出来なくなったという事で、近所の「〇〇〇〇」さんに頼みましたら、「〇〇〇〇」さん、息子さんが今年〇〇〇〇を辞めて農業を継ぐという事で、園地を増やしていきたいという事で話がまとまりました。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 147 から 155 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 147 から 155 まで一括して説明します。
番号 147、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,275 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「20 年 1 ヶ月」。
番号 148、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「133 m²」外 1 筆、計「160 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「20 年 1 ヲ月」。

番号 149、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「158 m²」外 9 筆、計「9,839 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「20 年 1 ヲ月」。

番号 150、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「640 m²」外 5 筆、計「3,038 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「20 年 1 ヲ月」。

番号 147 から 150 までの借受人「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっておりますが、今回借り受ける園地の全てを合わせると、約「143 a」あるため、下限面積に問題はありません。

番号 151、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「225 m²」外 2 筆、計「1,523 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「199.2 a」、期間「20 年 1 ヲ月」。

番号 152、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,210 m²」外 1 筆、計「1,831 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「199.2 a」、期間「20 年 1 ヲ月」。

番号 153、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「475 m²」外 1 筆、計「947 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「199.2 a」、期間「20 年 1 ヲ月」。

番号 154、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「801 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「322.8 a」、期間「10 年 1 ヲ月」。

番号 155、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,006 m²」外 1 筆、計「1,102 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「317.4 a」、期間「50 年 1 ヲ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 それでは番号 147 から 155 まで一括で説明します。

この分全部「〇〇〇〇」さんが作られていた園地でありまして、「〇〇〇〇」さん、体を壊して山が出来ないという事で、すべて辞めるといいう事で、今回の契約となっております。

番号 147、「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さんと契約しておりましたが、新たに「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、住所は〇〇〇〇ですが、元々、〇〇〇〇の農家さんに 20 年以上雇われて農家していたのですが、今回自分で経営したいということで、今回の契約となりました。とてもまじめな人なので、問題ないと思います。

番号 148、「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さんとの契約でやっいて、新たに「〇〇〇〇」さんとの契約です。

番号 149、「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんとの契約です。

番号 150、「〇〇〇〇」さんのお父さんの名義で「〇〇〇〇」さんが作っていた農地と「〇〇〇〇」さんとの契約です。

番号 151、「〇〇〇〇」さんの土地、「〇〇〇〇」さんが作られていた土地なのですが、隣を作っている「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇、まだまだこれから若い力でがんばれると思います。問題ないと思います。

番号 152、「〇〇〇〇」さんの土地、これもお隣で作られている「〇〇〇〇」君が作ることとなりました。

番号 153、「〇〇〇〇」さん相続代表「〇〇〇〇」が作られていた土地、これも隣の園地で作られている「〇〇〇〇」君が作ることとなります。問題ないと思います。

番号 154、「〇〇〇〇」さんの土地の隣で作られている「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。お父さんと熱心に作られていて問題ないと思います。

番号 155、「〇〇〇〇」さん相続代表「〇〇〇〇」の土地、「〇〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、元気にばりばり息子さんも去年帰られて一緒に耕作されています。問題ないと思います。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 156 から 158 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 156 から 158 まで一括して説明します。
番号 156、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「687 m²」外 3 筆、計「1,683 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「628 a」、期間「9 年 11 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 157、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「715 m²」外 2 筆、計「2,513 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「628 a」、期間「9 年 11 カ月」。
番号 158、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「246 m²」外 1 筆、計「1,564 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「423.3 a」、期間「9 年 11 カ月」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17 番 それでは番号 156 から説明します。
番号 156、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇です。ここの土地は清見ですが、「〇〇〇〇」君の自宅と倉庫の間にありまして、「〇〇〇〇」さんが「作ってくれないか」と話をされたそうです。「〇〇〇〇」さん、息子さんがおられるのですが、〇〇〇〇でサラリーマンをされており、定年になっても帰らないという事です。
番号 157、ここは「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君、〇

〇〇〇です。「〇〇〇〇」さん、体調を崩されまして、あちこち畑を縮小されております。それでここは早生の苗木を植えられて、今年の生育をまっているような状態でした。

番号 158、「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」君のお父さんですが、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇です。ここは河内晩柑ですが、「〇〇〇〇」さんの河内晩柑の間の小道を「〇〇〇〇」君のモノレールが通って向こうのキュウイとかデコポンの所へ通っている関係上、「〇〇〇〇」君あちこち増やしたので、「〇〇〇〇」君に「ここ作ってくれや」という事で、話がまとまりました。

よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 159 から 161 まで、再設定の案件となっております。事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 159 以降は再設定及び再設定扱いの案件となっております。
番号 159、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,063 m²」、再設定の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「443.4 a」、期間「4 年 11 カ月」。
以降の説明は省略します。
以上です。

議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議 長 番号 159 から 161 まで、承認することにご意見、ご質問ございま

せんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 28 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「一括方式」。
番号 5 から 7 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 28 号について説明します。こちらは農地中間管理
機構を通した貸借となっています。

それでは、番号 5 から 7 まで一括して説明します。

番号 5、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「520 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「248.5a」、期間「4 年 8 カ
月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 6、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,191 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「60a」、期間「4 年 8 カ月」、
賃借料「〇〇〇〇」。

番号 7、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,026 m²」外 2 筆、計「2,784 m²」、
新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「226.2a」、期間「9 年 8 カ
月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

10 番 番号 5 から説明していきます。

番号 5、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。ちょっと事情がありまして規
模を縮小したいという事で、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、ただいま

〇〇〇〇もされておりまして、2年前から息子さんが帰ってこられて一緒にみかん作りをやっています。また、隣同士の畑という事もありまして、10年位前に共同で園内道も付けております。そういう事もあって「〇〇〇〇」さんが作ることになりました。

番号6、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」さんは高齢という事もあり規模を縮小したいと。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で働いておりまして、今年定年を迎えるという事で、ちょっと面積を増やしたいという事です。

番号7、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。親戚関係です。「〇〇〇〇」さんはちょっと体調を崩しまして、今年いっぱい農家を辞めたいという事で、今回とりあえず親戚という事もありまして、この畑を甥っ子の「〇〇〇〇」君に渡したいという事で、残りの畑は、今年から〇〇〇〇が「〇〇〇〇」さんのところに研修に入っておりますので、その〇〇〇〇に残った畑は渡したいと申し出で出ています。

以上です。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、議案第29号「空き家に付属した農地の指定について」を上程致します。

番号3、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　申し訳ありませんが、ここで1ヵ所訂正がございます。番号3とありますが誤りで番号1が正解です。番号3を1に訂正してください。

このたび、空き家担当部署から空き家に付属した農地指定申請書が提出されました。

八幡浜市では、平成30年8月より、別段面積の見直しを行い、空

き家に付属した農地に限り、1アールから取得可能となっています。

それでは、議案第29号、番号1について説明します。

申請者、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請地、「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「679㎡」です。

空き家に付属した農地の指定としては、指定する。

理由としては、適用条件を満たすためであります。

参考資料の10ページから13ページに、農地利用状況等調査表、位置図、地番図及び、市のホームページを添付しております。

手続の流れ、適用条件につきましては記載のとおりです。

申請者の〇〇〇〇さんは、手続の流れのとおり、所有する住宅を八幡浜市空き家バンクに登録し、空き家に付属した農地指定申請書を農業委員会に提出しております。

本日の総会におきましては、申請地が適用条件を満たす農地であるかどうかの判断をして頂きたいと思っております。

説明は、以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3番 ただ今事務局からの説明のように、「〇〇〇〇」さんから、空き家に付属した農地指定申請書が事務局に提出されたとのことで、先月の4月13日に〇〇〇〇推進委員・事務局と共に現地調査を実施しておりますので、その結果を報告します。

先ほど3条申請で説明した東京在住の「〇〇〇〇」と同一人物でございます。近所にお住いの「〇〇〇〇」さんがこの土地についても管理をしておりました。柿の木を植えておられたみたいですが、すでに伐採されておりました。現在は農作物が栽培されていない遊休農地の状態となっております。

この農地は販売する自宅のすぐ横にあるため、手入れをすれば家庭菜園としての利用に適した農地ではないかと思われまます。

よって、農地の現地調査を行った総合意見としては、「対象地は農作物が栽培されていない低利用の遊休農地となっております。遊休農地解消のため、総会において空き家に付属した農地として指定すべき農地である」と考えますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による届出等について」。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは報告第4号について説明します。

番号15、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「3,076 m²」。

賃貸人「〇〇〇〇」。

賃借人「〇〇〇〇」。

解約の理由「売買契約を締結するため」であります。

以降の案件については説明を省略します。

以上です。

議長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 15時00分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年5月6日

会 長 大本 定一

議事録署名人 松良 公人

議事録署名人 長岡 由紀